

令和5年12月15日

指定管理者の指定について（練馬区立母子生活支援施設）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立母子生活支援施設の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都大田区大森南四丁目10番4号
社会福祉法人 大洋社
理事長 片山 英樹

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和5年4月14日	第1回指定管理者選定小委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）
5月17日	令和5年度第1回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）
6月30日	第2回指定管理者選定小委員会 （募集要項の審議）
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
7月28日	募集説明会（参加団体数1）
7月31日～8月7日	応募書類受付（経営状況に関する部分・応募団体数1）
7月31日～8月14日	応募書類受付（事業計画に関する部分・応募団体数1）
8月8日	経営診断委託
8月22日	第3回指定管理者選定小委員会 （施設実地調査の実施） （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施）

	(応募団体の評価、採点)
11月 1 日	令和 5 年度第 3 回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)
12 月 15 日	令和 5 年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、母と子の意向を尊重して個々の状況に応じた支援が期待できること、女性および母子緊急一時保護事業、子育て短期支援事業との連携について、母子生活支援施設の専門性、支援のノウハウを共有して対応する提案があること等の理由により、社会福祉法人大洋社が練馬区立母子生活支援施設を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高い。また、事業効率、資金力、借入金の返済能力および経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

(2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

個人情報保護規程に基づいて、個人情報の管理に当たる個人情報保護管理責任者を置くなど、個人情報保護についての意識が高く、団体運営の透明性・公正性が確保されている。

情報公開規程に基づいて、事業報告書、決算書等を法人本部および施設に備え付け、積極的に公開していることから、団体運営の透明性・公正性が確保されている。

労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則等を定め、適正に運用している。また、理事会・役員会の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されている。

(3) 団体の施設運営実績

都内で複数の児童福祉施設を運営し、区内でも練馬区立母子生活支援施設を運営す

るなど、児童福祉分野において十分な実績があり、今後も安定した支援を行う能力を有している。

利用者各々に合わせた支援を行うと同時に、退所後を見据えた支援を行っている。退所後に地域社会の中で、母と子それぞれが人とつながり相談できるスキルを身に付けるとともに、地域の社会資源とのつながりを形成し、安心して新たな生活に踏み出せるよう支援を行っており、評価できる。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

(5) 施設運営体制

母と子の意向を尊重して個々の状況に応じた自立支援計画を立て、安心、安全な環境の中で明るく健康的で安定した生活が送れるよう支援し、地域や関係機関とネットワークを結び、「切れ目のない支援」を提供しており、評価できる。

個々の状況に合わせた支援をするため、利用者との面談や関係機関との会議等を実施している。また、退所世帯についても食支援や行事を通してつながる場を持ち、退所後も相談できる環境を強化するとともに、必要に応じて社会資源へとつなげる等、現在のサービス水準の維持および向上のための提案があり、評価できる。

人材育成委員会を設置して人材育成の仕組みを構築し、利用者への支援充実を図っており、評価できる。

感染症に係るマニュアルを策定し、感染症発生予防および発生時の対応を行っている。また、感染症および食中毒のまん延防止のための研修、訓練を実施し、予防とともに感染症発生時における業務継続力の向上を図る提案があり、評価できる。

(6) 利用者等への対応

子どもが権利について知り、子ども自身が意見を表明できる環境を整え支援していく提案がある。

弁護士による人権研修を行い、基本的人権や合理的配慮を学ぶことで、利用者支援の質の向上を図っている。また、保育所に準じた保育を実施するに当たっては、不適切保育防止に向けた外部研修を積極的に受講し、職員間で情報共有を行い、利用者の人権尊重を重視し対応している。

「要望等解決委員会」を設置するなど、利用者からの苦情を解決するための仕組みが整備されており、苦情に対し組織的に取り組んでいる。

接遇について、年度当初に法人の行動指針を基に研修を行い、また、法人の行動指針に基づくチェックリストを活用し、定期的な点検、振り返りを行っている。

これらの取組や提案があり、評価できる。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

消防法に基づく火気関係等の安全点検や利用者が利用する水の水質検査を毎日実施し、利用者の安全性に配慮している。また、警備員のほか宿直担当の職員による施設内外の見回りや利用者居室内設備等の安全点検を行っており、利用者の安心につながる継続的な取組の提案がある。

危機管理責任者および危機管理担当者を配置し責任体制を明確化している。また、危機管理委員会を設置し、危機管理に関する情報収集に努め、内容を職員へ周知している。

利用者の安全に関わる事象が発生した場合、速やかに区に報告することとしている。

これらの取組や提案があり、評価できる。

(8) 効率的な管理運営

人材育成や危機管理など、法人内で複数の委員会を設置し、業務の向上や標準化、支援内容の共有や向上を図る提案がある。

法人内で同種の施設を複数運営しているメリットを生かし、研修や行事などを合同で実施することで支援効果を高めるとともに、運営コストの削減に取り組む提案がある。

これらの提案から、効率的に管理運営されることが期待できる。

(9) 施設特性に応じた評価項目

子どもが安心した生活が送れるよう、いつでも職員に相談ができる体制を整え、虐待や面前DV等で心理的ケアが必要な子どもに対しては、心理療法担当職員によるセラピーを行う提案がある。また、必要に応じて学校と施設間の情報共有や打合せを行い、安定した学校生活が送れるように支援していく提案がある。

母に寄り添い、見守りながら必要に応じて助言を行い、養育スキルを育むためにケアプログラムやペアレントトレーニングを実施する提案がある。

女性および母子緊急一時保護事業、子育て短期支援事業との連携について、福祉事務所、子ども家庭支援センター等と連携して利用世帯の個々の生活状況に応じた支援をする提案がある。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を踏まえた取組について、支援とつながりにくい困難な問題を抱える若い世代の女性が、行政窓口につながるきっかけとなる相談会を施設外で定期的を開催する提案がある。

これらの提案は、いずれも区が期待する練馬区立母子生活支援施設の施設特性に合致した提案であり、評価できる。

(10) 地域への貢献

区民雇用の促進のため、資格取得者、事業に合った人材に考慮しながらも積極的に区民雇用を行っていくほか、物品の調達や修繕、保守等および再委託業者は、区内事業者を積極的に活用していく提案があり、評価できる。

地元町会活動への参加、地域交流事業の実施など、地域力の向上の一端を担っていく提案があり、評価できる。

指定管理者（社会福祉法人 大洋社）選定の審査結果
（練馬区立母子生活支援施設）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団 体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	5点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点	4点
	3 団体の施設運営実績	(1) 練馬区立母子生活支援施設と同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点	0点
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 感染症拡大防止のための取組	30点	24点
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	30点	24点
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30点	24点
	9 施設特性に応じた評価項目	(1) 多様な生活課題に応じた利用者支援に対する取組 (2) 女性および母子緊急一時保護事業やショートステイ等と連携した取組の提案 (3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を踏まえた取組の提案の有無	30点	24点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	153点